

事業再構築補助金（経済産業省）

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編またはこれらの取り組みを通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します。

- 1.申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
- 2.事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
- 3.補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成。

中小企業	通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3
	卒業枠 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3
中堅企業	通常枠 補助額 100万円～8,000万円 補助率 1/2（4,000万円超は1/3）
	グローバルV字回復枠 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2
緊急事態宣言 特別枠	上記1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。 補助額 従業員数5人以下：100万円～500万円 補助率 中小企業3/4 従業員数6～20人：100万円～1,000万円 中堅企業2/3 従業員数21人以上：100万円～1,500万円

令和2年度3次補正予算【3月中に公募開始予定】

※今後、事業内容が変更される場合があります。

3月中に発表される予定の公募要領をご確認ください。

【詳細】 経済産業省HP (https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html)

飲食店等への緊急一時支援金（国）妙高市も対象エリアに!

概要 2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に一時支援金を給付します。

給付対象について

- ・緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛の影響を受けていること
- ・2019年比または2020年比で2021年の1月、2月または3月の売上が50%以上減少していること

給付額＝（2020年または2019年の対象期間の合計売上）－（2021年の対象月の売上×3か月）

中小企業等	上限60万円	対象期間	1月～3月
個人事業者等	上限30万円	対象月	対象期間から任意に選択した月

● 申請受付期間2021年3月8日（月）～5月31日（月） ●

申請方法

- ・一時支援金事務局ホームページから電子申請となります (<https://ichijishienkin.go.jp/>)
- ・電子申請が困難な方は申請サポート会場からも申請することができます（予約必須）
会場：【プラーカ14F】〒950-0911 新潟県新潟市中央区笹口1-1 TEL (0120-211-240)

お問い合わせ・相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口

0120-211-240 ・ 03-6629-0479